

○国土交通省告示第七百七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の三第一項の規定に基づき、確認審査等に
関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月五日

国土交通大臣 太田 昭宏

別表
(一)の項中

構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。	構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。
--	--

を

構造計	切性に	ており	。	平成二	百七十	める構	合にあ	記され	ること
-----	-----	-----	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----

<p>算の仮定及び計算結果の適 関する検討内容が明記され 、それらが適切であること</p>	<p>十五年国土交通省告示第七 一号第三第二項第二号に定 造方法が使用されている場 合には、その検討内容が明 記されており、それらが適切であ る。</p>
<p>構造計算の仮定及び計算結果の 適切性に関する検討内容が明記 されており、それらが適切であ ること。</p>	<p>平成二十五年国土交通省告示第 七百七十一号第三第二項第二号 に定める構造方法が使用されて いるが明記されており、それら が適切であること。</p>

及び」を「屋根ふき材、特定天井」に改め、別表(三)の項中

<p>構造計算の仮定及び計算結果の適 切性に関する検討内容が明記され ており、それらが適切であること</p>	<p>構造 適切 され るこ</p>
--	--------------------------------

に改め、別表(二)の項中「屋根ふき材

計算の仮定及び計算結果の
性に関する検討内容が明記
ており、それらが適切であ
と。

を

<p>構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三第二項第二号に定める構造方法が使用されている場合にあつては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。</p>
<p>構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>平成二十五年国土交通省告示七百七十一号第三第二項第二に定める構造方法が使用されている場合にあつては、その検討内容が明記されており、それが適切であること。</p>

に改める。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。